

旅行雑誌型フリーマガジン制作業務委託に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

グルメ・ショッピング・エンターテインメントなどの都市型観光や自然・特産品などを楽しむことで、地域の魅力をより多くの市民や市外からの来訪者に知ってもらい、本市の魅力が市内外にも拡散することで、さらに人を惹きつけ、地域経済に貢献することを目的とする。

本業務では、船橋市のグルメやアクティビティ、イベント等の観光情報を掲載した冊子を作成すること。作成する冊子は、船橋市内の周遊性を高め、読者が市内の魅力を共有したくなるような内容とすること。

2. 業務委託名

旅行雑誌型フリーマガジン制作業務委託

- (1) 業務場所 市指定場所
- (2) 業務内容 別紙「旅行雑誌型フリーマガジン制作業務委託仕様書」による
- (3) 業務履行期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務を効果的に遂行するにあたり、媒体のブランド力や取材・編集力などを総合的に評価し、最適な媒体を選定することが重要である。価格のみによる競争では本業務の目的を達成できない媒体が選ばれる可能性があることから、プロポーザル方式により受託候補者を特定する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

- (1) プロポーザル方式 公募型
- (2) 公募型プロポーザルとする理由
実績のある事業者から、広く提案を募ることができるため。

5. 業務スケジュール

受託候補者特定のスケジュールは以下のとおりとする。ただし、各事項の実施日については、決裁権者及び評価委員の都合により適宜調整を行うものとする。

- (1) プロポーザル公示 令和8年6月10日(水)
- (2) 質問票提出期限 令和8年6月19日(金)
- (3) 質問に対する本市回答 令和8年6月26日(金)
- (4) 参加申込書等提出期限 令和8年7月1日(水)
- (5) 参加資格確認結果通知 令和8年7月6日(月)
- (6) 企画書等提出期限 令和8年7月17日(金)
- (7) プレゼンテーション審査 令和8年7月24日(金)

(8) 審査結果公表 令和8年7月29日(水)(予定)

※業務スケジュールについては、本市の都合により変更可能とする。

6. プロポーザル参加資格・参加申込方法等

本プロポーザルに参加資格を有する者は、以下の全ての要件を満たす者とする。ただし、参加資格を有することを証する書類に虚偽等があった場合は、直ちにその資格を失うものとする。

(1) 参加要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ② 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ③ 参加申込から受託候補者の特定までの間に船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び、船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 類似業務の実績があること。

(2) 参加申込書等の提出

本件への参加にあたり、以下の申込書等を令和8年7月1日(水)午後5時までに事務局へ提出すること。(必着)

① 様式1「プロポーザル参加申込書」(指定様式) 1部

必要事項を記載のうえ、代表者印又は年間代理人の印を押印すること。

② 類似業務実績一覧表(任意様式) 7部(うち1部正本)

旅行雑誌等を媒体とした類似業務(フリーマガジン)に関する直近3年の実績(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)が確認できる一覧を、A4用紙1枚にまとめて作成すること。また、正本1部に商号等を記載のうえ、代表者又は年間代理人の印を押印すること。

③ 実際に発行した旅行雑誌型フリーマガジン(3点までとし、コピーも可)各7部

④ 企業の概要が確認できる書類(任意様式、パンフレット可)7部

7. 提案限度額

提案限度額は5,819,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

企画、取材、編集、印刷、製本、納品等について、全て限度額以内で提案すること。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8. 評価方法及び評価基準

プレゼンテーション審査による。

次項の評価項目について評価を行い、評価委員会委員が採点し、全評価委員の得点を合計し、最高点の者を受託候補者とする。

**旅行雑誌型フリーマガジン制作業務委託プロポーザル プレゼンテーション審査
評価項目及び評価基準**

評価対象	項目	配点	評価及び得点					
			非常に 良い	良い	普通	やや 劣る	劣る	
1	媒体	高いブランド力、認知度を有しているか	10	10	8	6	4	0
2	企画構成案	・ 船橋市内の周遊性を高め、読者が市内の魅力を共有したくなるような内容となっているか ・ 船橋市に何度も来たいと思える内容となっているか ・ 読みやすさや視覚的に理解できる工夫をしているか	40	40	32	24	16	0
3	付帯提案	仕様以外の独創的な提案があるか。また、成果物による効果を測定する手法を備えているか（例：QRコードによるアンケート機能を設ける等）	30	30	24	18	12	0
4	品質	発行部数、ページ数等のボリュームや紙質等が適正であるか	10	10	8	6	4	0
5	業務体制	取材体制や校正期間及び回数が十分に確保でき、適正な人員配置がなされているか	10	10	8	6	4	0
合 計			100点満点					

なお、最高得点者が複数になった場合は、より多くの評価委員から最高点を得た者を受託候補者とし、これにおいても複数の同点者が生じた場合は、複数の同点者のうち見積金額が最も低い者を受託候補者とする。これにおいても複数の同点者が生じた場合はくじ引きのうえ決定する。

評価委員会の評価点（全評価委員の合計）が、配点の6割を満たす応募者がいなかった場合は再度公募を実施する。

9. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 「旅行雑誌型フリーマガジン制作業務委託に関する質問票（様式 3 号）」に内容を簡潔に記入のうえ、電子メールで事務局あてに送信すること。

・メールアドレス：kankopromo@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局（047-436-2473）に電話し到着確認をすること。

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受けない。

②質問期限 令和8年6月19日（金）午後5時

(2) 質問への回答

回答方法 市ホームページに掲示

回答日時 令和8年6月26日（金）午後5時

10. 企画書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時必着

(2) 提出場所

船橋市役所 4階 商工振興課

(3) 提出書類（7部：正本1部 副本6部）

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

①企画書（内容は（4）の記載内容を参照）

②見本 提案する冊子の大きさ及び紙質の見本（見本のため、過去の実績のものでも可）

③会社概要

④見積書

※提出した書類の訂正・差し替えは認めない。また、提出された書類は返却しない。

(4) 企画書の記載内容

①様式

・A4版（縦横は自由）、両面印刷で作成すること。ただし、説明資料等でA3版が必要な場合は、折り込むことも可とする。

・企画書の表紙に「旅行雑誌型フリーマガジン制作業務委託企画書」と記載すること。

・企画書の正本の表紙には、商号等を記載のうえ、代表者又は年間代理人の印を押印すること。企画書の副本の表紙は、商号等を記載し、押印は不要とする。

・表紙右上に参加番号を四角囲みで大きく記載すること。

・仕様書及び「8. 評価方法及び評価基準」を踏まえ、次頁の章番号を付して構成すること。必要に応じて枝番号を付すことも可とする。

評価項目に係る章番号及び各項目に係る内容

章	項目	内容
1	媒体	媒体の概要、ブランド力、認知度等を記載すること
2	企画構成案	船橋市内の周遊性を高め、読者が市内の魅力を共有したくなるための企画案を記載すること。 企画案には、台割構成案を含めることとし、成果物のイメージが湧きやすい内容とすること。
3	付帯提案	その他本業務に関する提案、また成果物の効果を測定する手法に関する提案
4	品質	発行部数、ページ数等のボリューム、紙質等
5	業務体制	制作スケジュールや校正回数、管理体制（人員）等

11. プレゼンテーション

提出した見本等と企画書をもとにプレゼンテーションを行うこと。

プレゼンテーション概要

- (1) 実施日 令和8年7月24日（金） 時間については調整後通知
- (2) 出席者 1者2名以内とする。
- (3) 実施時間 1者30分以内とする。（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度を予定。なお、セッティング・撤去にかかる時間を含まない）
- (4) 実施 本業務を受託した際に担当予定の者が行うこと。
- (5) 貸出物品 机、椅子、電源、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。
それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

12. 審査結果

市ホームページ上で公表するほか、受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知書を送付する。

13. 結果の公表事項及び方法

- (1) 審査結果公表日 令和8年7月29日（水）（予定）
- (2) 公表事項 応募者数・参加業者名・受託候補者名・評価項目・点数配分・採点結果（大項目の点数及び合計点数）とする。ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。（参加業者が、2者の場合にあっては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない）
- (3) 方法 市ホームページに公表する。

14. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

15. プロポーザルの辞退

プロポーザル参加申込書（様式 1）の提出後、プロポーザルを辞退する時は、プロポーザル辞退届（様式 2）をプレゼンテーション実施予定日の 7 日前までに提出すること。

16. その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルに要する費用については、すべて応募者負担とする。
- (2) 受託候補者と特定されたことをもって契約締結の確定ではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 特段の事情により受託候補者と契約締結できなかった場合、審査において次点であったものを新たに受託候補者とし、市と受託候補者で打ち合わせを行った後に随意契約により契約を締結する。
- (4) 参加事業者が 1 者であっても評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

17. 事務局

- (1) 名称

船橋市 経済部 商工振興課

担当者 観光プロモーション係 塚原・鈴木（康介）

- (2) 所在地

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25

- (3) 連絡先

電話番号：047-436-2473 FAX：047-436-2466

メールアドレス kankopromo@city.funabashi.lg.jp

附則

- (施行日)

この要領は、令和 8 年 6 月 1 0 日から施行する。

- (失効日)

この要領は、受託候補者が特定された日をもって、その効力を失う。